

広島県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和三年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
村上医院	尾道市因島田熊町一二二五番地二	令和二年一月二十九日
訪問看護ステーションみゆ西条	東広島市西条町寺家七四〇〇番地八一〇三号	令和三年一月三十一日
小田耳鼻咽喉科医院	廿日市市宮内七二八番地一	令和三年一月一日
さくらクリニック	廿日市市宮内針田一四九二番地一	令和二年二月三十一日
シミズ歯科・矯正歯科医院	廿日市市串戸三丁目二一番地二	令和二年二月二十二日
二神歯科医院	廿日市市対巖山一丁目八番三四号	令和二年二月二十八日
訪問看護ステーション風樹	廿日市市上平良一〇番地九二二〇二号	平成二十九年八月三十一日
やまなか歯科医院	安芸郡府中町大通二丁目八番二一 号一〇一	令和二年一〇月三十一日